

FAX 送信先 : 京都商工会議所 ビジネスサポートデスク 行 FAX:075-341-9797

※FAXがない場合の郵送先:〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター3階 京都商工会議所ビジネスサポートデスク 行

緊急事態措置 又は まん延防止等重点措置の影響緩和に係る  
月次支援金 事前確認に関する《確認依頼書》 **会員用**

以下、確認したものには□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、上記ビジネスサポートデスク宛にFAXしてください。  
受信後、事業者様の登録情報を確認し、当所から代表者様にご連絡いたします。

- 「一時支援金」を受給していない。 ◆いずれかを行っている場合、今回の「事前確認」は不要です
- 「月次支援金」を申請していない。 但し、直近の支援金受給から、事業形態や申請主体の変更がある場合は事前確認が必要です

・今回の事前確認後に申請を予定している月次支援金の対象月 ※対象月ごとの申請期限にご注意下さい。  
 7月分 (申請期限:9/30)     8月分 (申請期限:10/31)     9月分 (申請期限:11/30)

①事業形態	<input type="checkbox"/> 法人(法人番号 <input type="text"/> )←13桁
	<input type="checkbox"/> 個人事業者等(事業所得) <input type="checkbox"/> 個人事業者等(主たる収入が雑収入・給与所得)
②事業所名	(フリガナ) <input type="text"/>
③代表者名	(フリガナ) <input type="text"/>
④電話番号	⑦代表者生年月日(西暦) (個人事業者等のみ)    19 年 月 日
⑤FAX 番号	⑧代表者携帯電話番号 <input type="text"/>
⑥業 種 ※○で囲む	⑨営業内容・取扱品目 <input type="text"/>

※個人情報京都商工会議所の「特定個人情報を含む個人情報保護方針」に則り管理します。収集した個人情報は本月次支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

↓ 各項目を確認し、□にチェック(✓)を入れてください。全項目にチェックが必要です。

- 当事業所は京都商工会議所の会員です。 ⑩【会員番号:  】 ←0を含む7桁  
 ※2021年1月~3月に開業された方は手続きが異なります。詳しくは、月次支援金 HP の“2021年新規開業特例”のページを確認下さい。
- 京都商工会議所による確認事務は、“申請者が給付対象であるかの判断を行わないこと”、並びに“月次支援金の給付を確約するものではないこと”を認識している。
- 事前に月次支援金ホームページから仮登録を行い、申請IDを取得した。 ↓↓↓
- |                    |                        |                |                      |
|--------------------|------------------------|----------------|----------------------|
| ⑪ 申請ID<br>※C+9桁の数字 | C <input type="text"/> | ⑫ID取得で登録した電話番号 | <input type="text"/> |
|--------------------|------------------------|----------------|----------------------|
- 対象月に実施された「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための時短要請に伴う協力金」の支払い対象事業者ではない。
- 反社会的勢力との関係はない。
- 一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、いずれかの申請が不給付となった場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどすることを認識している。  
 ※「申請要領」不給付要件(P19)、「詳細資料[経済産業省]」給付対象外の例(P8)をご参照下さい。
- 上記 並びに「月次支援金に係る宣誓・同意書」(様式6)、「緊急事態措置 又は まん延防止等重点措置の影響に係る月次支援金の詳細について」の内容を代表者が確認したので、月次支援金申請のための確認事務を依頼する。

記入・送信日 2021/ / 代表者署名 (自署)

京都商工会議所使用欄     申請書の内容が相違ないことを確認した

担当部	担当者名	確認日	2021/ /
-----	------	-----	---------